

令和8年度 前期学納金  
「延納願」及び「分納願」について

- **令和8年4月17日(金)までに**、提出ください。
- 右上の日付は、令和8年4月17日以前の日付にしてください。
- 太枠内は、必ずご記入ください。
- 印鑑は、学生本人・保証人(親権者)の2箇所です。
- 訂正箇所がある場合は、二重線を引き上から訂正印を押してください。

〈 延納願 〉

① 延納理由	・延納理由について、詳細を記入ください。
② 納入期限・金額	・延納期限は、 <b>令和8年5月20日(水)</b> となります。
③ その他	・奨学金貸与、アルバイトについて状況をお知らせください。
④ 注意事項	・延納期限について、充分にご注意の上、後日お渡しする振込先案内に記載された口座に、一括で納付してください。

〈 分納願 〉

① 分納理由	・分納理由について、詳細を記入ください。
② 納入期限・金額	・分納期限は、 <b>令和8年6月30日(火)</b> となります。 ・分納回数は4回を限度とします。 ・金額については、 <u>初回は「令和8年5月20日まで、10万円以上」</u> といたします。(不都合がある場合は、経理課にご相談ください。)
③ その他	・奨学金貸与、アルバイトについて状況をお知らせください。
④ 注意事項	・ご申請いただいた分納期限・回数・金額について、充分にご注意の上、後日お渡しする振込先案内に記載された口座にお振込みください。

学則第33条に則り、納付期限に至っても、納付されない場合は督促をいたします。督促を受けてから10日以上経過しても納付されない場合は、登学を停止し、または学籍を除くことがありますので、ご注意ください。

【お問合せ・提出先】

〒910-0124 福井市天池町 43-1-1  
仁愛女子短期大学 Tel/0776-56-1133  
事務局 総務経理課